

# 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員条例

〔平成 19 年 7 月 26 日〕  
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 17 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する法第 200 条第 2 項及び第 202 条の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事務局の設置)

第 2 条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

2 事務局職員の定数は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）の定めるところによる。

3 事務局職員の給与、服務その他の身分取扱いに関しては、大阪府後期高齢者医療広域連合事務局の職員の例による。

## (監査等の通知)

第 3 条 監査又は検査若しくは審査（以下「監査等」という。）を行うときは、監査委員は期日を指定し、あらかじめ監査等の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査等を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

## (現金出納の検査)

第 4 条 法第 292 条において準用する法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査は、毎月 25 日に行うことを例とする。

## (公表の方法)

第 5 条 監査委員が行う公表は、大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）に定める公表の例による。

## (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。